

手形法・小切手法 期末試験

*注意:

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

[第1問] (配点: 5点)

手形・小切手の機能と利用実態に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 小切手は、支払の手段として用いられる。
- イ) 日本では、手形・小切手の利用は、過去25年の間、一貫して増加傾向にある。
- ウ) 日本では、現在、約束手形に比べて小切手は、金額および枚数の点であまり用いられない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第2問] (配点: 5点)

手形・小切手と銀行取引に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号2の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 日本の銀行は、一般に、当座勘定取引契約上、統一手形用紙以外の用紙を用いて振り出された手形・小切手についても支払をすることとしている。
- イ) 銀行が手形を満期前に買い取る取引を、手形割引という。
- ウ) 手形交換所での手形の呈示は、支払のための呈示としての効力を有しない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

約束手形の裏書に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 裏書の連続が認められるために、ある裏書欄の被裏書人の記載とその次の裏書欄の裏書人の署名は、完全に同じである必要はなく、多少の違いはあっても社会通念上同一人を表示するものであればよい。
- イ) 判例によれば、裏書欄の記載事項のうち被裏書人の記載のみが抹消された場合、裏書の連続との関係では、当該裏書欄全部が抹消されたものと扱われる。
- ウ) 通説によれば、裏書の連続がない手形について所持人が権利行使をするためには、裏書の不連続の部分についてだけではなく、所持人に至る全部の権利移転の事実を証明しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各約束手形のうち、裏書の連続があり、所持人が権利者と推定されるものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 受取人が「春野一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人春野一郎」の裏書人署名があり被裏書人の記載がなく、第二裏書欄に「裏書人夏川二郎・被裏書人秋山三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、冬里四郎が所持する場合
- イ) 受取人が「斧岡一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人琴海二郎・被裏書人菊原三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、菊原三郎が所持する場合
- ウ) 受取人が「水田一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人水田一郎」の裏書人署名があり被裏書人の記載がない手形（その他の裏書欄には記載がない）を、焼畑二郎が所持する場合

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

手形法 17 条は「為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と定め、同条は手形法 77 条 1 項 1 号により約束手形に準用される。次のア) からウ) までの各事例のうち、手形法 17 条・77 条 1 項 1 号により振出人が所持人に対して抗弁を対抗することができない事例だけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、いずれの事例も、手形法 17 条但書には該当しないものとせよ。（解答番号 5 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A（振出人）は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した。B はこの手形を C（所持人）に裏書譲渡した。この手形には満期の記載が欠けていた。
- イ) A（振出人）は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した。B はこの手形を C（所持人）に裏書譲渡した。C がこの手形の支払を A に求めたところ、A は、手形金債務と、A が B に対して有する別の債権とを相殺すると主張した。
- ウ) A（振出人）は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した。B はこの手形を C（所持人）に裏書譲渡した。その後で、A はこの手形の振出の原因となった売買契約を解除した。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

第5問に挙げた手形法 17 条・77 条 1 項 1 号に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 6 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、B がこの手形を C に裏書譲渡したが、その後 A が詐欺を理由にこの手形の振出の原因となった売買契約についての意思表示を取り消し、C は裏書譲渡の時点で当該詐欺の事実を知っていたという事案で、C は手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」ものにあたる。

イ) 判例によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、B がこの手形を C に裏書譲渡し、C がこの手形を D に裏書譲渡したという事案で、C が手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」ものにあたらないのであれば、D が手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」ものにあたる場合にも、A は D に対して抗弁を対抗することができない。

ウ) 判例によれば、A が B を受取人とする約束手形を振り出し、B が C に対して負う債務の支払のために同手形を裏書譲渡し、その後同債務が完済されて裏書の原因関係が消滅したため C が B に同手形の返還義務を負う場合も、手形債務は原因関係の影響を受けないため、A は C に対する手形金の支払を拒絶することはできない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

約束手形の支払と遡求に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 7 の解答マーク欄にマークせよ）

ア) 手形法 40 条 3 項は、「満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ悪意又ハ重大ナル過失ナキ限り其ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ」と定め、同条は手形法 77 条 1 項 3 号により約束手形に準用される。手形法 40 条 3 項にいう「悪意」とは、支払を請求する者の無権利を知っていることをいう。

イ) 判例によれば、支払場所の記載のある手形も、支払呈示期間経過後は、支払地内の振出人の営業所または住所において支払呈示をする必要がある。

ウ) 支払呈示期間内に適法な支払呈示をしなかった場合、手形の所持人は遡求権を失う。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅱ. 次の文章を読み、問いに答えよ。

手形上に行われる法律行為を、手形行為という。たとえば、(A) 約束手形の振出は、手形金額の支払義務の負担を目的とする手形行為である。振出のために作成される約束手形は、(B) 法定の要件（手形要件）を備えていなければならない。手形行為は、いずれの種類のものであっても、行為者の(C) 署名を要する。署名には記名捺印を含む。

手形行為は、行為者本人が行うほか、他人が行うこともできる。これを(D) 他人による手形行為という。他人による手形行為には、代理方式と機関方式があり、機関方式による手形行為が無権限で行われた場合を(E) 偽造という。

偽造がいわば手形行為の主体をいつわる行為であるのに対して、変造は手形行為の内容をいつわる行為である。手形法 69 条・77 条 1 項 7 号によれば、約束手形の変造（ア）の署名者は、原文言に従って責任を負う。判例によれば、変造後の約束手形の所持人が、振出人に対して手形の支払を請求する訴訟において、原文言の証明責任は、（イ）が負担する。また、判例によれば、約束手形の受取人欄が変造された場合、裏書の連続は、受取人についての（ウ）をもとに判断される。

〔第 8 問〕（配点：5 点）

空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。（解答番号 8 の解答マーク欄にマークせよ）

1. ア＝前、イ＝所持人、ウ＝原文言
2. ア＝前、イ＝振出人、ウ＝原文言
3. ア＝前、イ＝所持人、ウ＝変造後の文言
4. ア＝後、イ＝振出人、ウ＝変造後の文言
5. ア＝後、イ＝所持人、ウ＝変造後の文言
6. ア＝後、イ＝振出人、ウ＝原文言

〔第9問〕（配点：5点）

下線部（A）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア） 振出人の手形債務は、裏書人が遡求義務を履行したとしても、消滅しない。
- イ） 通説によれば、振出人が手形に必要な事項を記載して署名すれば、手形を受取人に交付しなくとも、振出が成立する。
- ウ） 支払に代えて手形が振り出された場合、原因関係は消滅する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

下線部（B）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア） 振出日よりも以前の日を満期とする手形も有効である。
- イ） 判例によれば、金額欄に文字で「金壱百円也」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載され、金額100万円の手形の印紙税額分の収入印紙が貼付された手形の手形金額は、100円である。
- ウ） 判例によれば、確定日払の手形において、振出日の記載は手形上の権利の内容の確定のために必要でないため、振出日の記載のない確定日払手形も有効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）判例によれば、P 合資会社の代表社員 A が約束手形の振出人欄に「P 合資会社 A」と記し A の印を押捺した場合、この手形の所持人は、P 合資会社と A 個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができる。
- イ）判例によれば、A が、実在する他人 B の名称を用いて約束手形の振出人としての署名をした場合、この署名は A の署名とはいえず、A は振出人としての責任を負わない。
- ウ）手形債務者になる者の署名が一切ない手形は、白地手形ではない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

下線部（D）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）P 株式会社の代表取締役が A であるときに、P 会社が約束手形の振出人になるためには、「P 株式会社代表取締役 A」と記載した後、A の印を押捺しなければならないが、このような記名捺印を A 以外の者が代行することはできる。
- イ）判例によれば、約束手形の振出が代理権ないし代表権の濫用によるものである場合には、振出は原則として無効であるが、相手方が自己の善意無過失を証明すれば、振出人は責任を負う。
- ウ）判例によれば、約束手形の振出についても、株式会社の取締役の利益相反取引に関する規定が適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

下線部（E）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）判例によれば、無権代理人の責任に関する手形法8条・77条2項は、偽造者について類推適用される。
- イ）判例によれば、表見代理に関する民法110条は、偽造の場合に類推適用される。
- ウ）判例によれば、約束手形が偽造によって振り出された場合、当該手形の受取人Bから手形を裏書譲渡されたCが、満期において振出人から手形の支払を受けられなかったためBに遡求したとしても、Cが偽造について悪意であれば、BはCに対して裏書人としての担保責任を負わない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第14問〕（配点：5点）

約束手形の善意取得と特殊の裏書に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 通説によれば、善意取得によって保護されるのは無権利者からの手形の譲受人に限られるため、未成年者であるAが法定代理人の同意を得ずに約束手形をBに裏書譲渡し、同手形をBがCに裏書譲渡した場合、Cについて善意取得が成立する余地はない。
- イ) 期限後裏書には資格授与的効力があり、期限後裏書によって手形を取得した者への支払には、第7問に挙げた手形法40条3項・77条1項3号が適用される。
- ウ) 公然の取立委任裏書にも権利移転的効力があり、公然の取立委任裏書の被裏書人は手形を裏書譲渡することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

民法のルールの手形行為への適用に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 未成年者であるAが法定代理人の同意を得ずに約束手形を振り出し、同手形の受取人BがこれをCに裏書譲渡した後で、Aが振出を取り消した場合、CはBに遡求することができない。
- イ) 通説によれば、約束手形の振出の原因関係が公序良俗違反により無効である場合、振出も無効である。
- ウ) 判例によれば、約束手形の振出を詐欺・強迫を理由に取り消すということは、人的抗弁になるにすぎない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

白地手形に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、白地手形の白地部分を補充せずに支払呈示期間内に支払呈示をした場合、支払呈示期間経過後に白地部分を補充すれば、支払呈示が遡って有効になる。
- イ) 判例によれば、A が白地部分のある手形を作成・署名して B に交付したが、B に補充権を授与したわけではなかった場合にも、悪意・重過失なく同手形を取得した所持人に対して A は手形上の責任を負う。
- ウ) 判例によれば、白地手形の不当補充に関する手形法 10 条・77 条 2 項は、悪意・重過失なく白地手形を取得したうえ、あらかじめなされている合意と異なる補充を自らした所持人について適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

時効と利得償還請求権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、約束手形の振出人の支払義務について消滅時効が完成した場合、裏書人に対する遡求権もこれに伴って消滅する。
- イ) 判例によれば、満期白地の手形の場合、補充権はこれを行使しうべきときから5年の経過によって時効消滅する。
- ウ) 判例によれば、A の B に対する消費貸借上の債務の支払のために約束手形が振り出されたが、同手形上の債権が時効によって消滅し、その後消費貸借上の債務も時効によって消滅した場合、B は A に対して利得償還請求をすることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

約束手形の喪失に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、喪失した手形について裁判所が除権決定をしたとしても、除権決定よりも前に同手形を善意取得した者は、同手形に表章された手形上の権利を失わない。
- イ) 判例によれば、喪失した白地手形について除権決定がされた場合、その白地手形の権利者は、振出人に対して手形の再発行を請求することができる。
- ウ) 喪失した手形について裁判所が除権決定をした後で、同手形上の権利を行使するためには、振出人から手形の再発行を受ける必要がある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

小切手に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 小切手は常に一覧払とされる。
- イ) 持参人払式小切手は禁止される。
- ウ) 特定線引小切手の被指定銀行が支払人であるとき、支払人は、自己の取引先に対してのみこれを支払うことができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

電子記録債権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 電子記録債権の原因関係上の抗弁は、人的抗弁である。
- イ) 他人になりすました者が電子記録債権の発生記録の請求をした場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を電子債権記録機関が負うことがある。
- ウ) 電子記録債権の譲渡記録には権利移転的効力が認められるが、担保的効力と資格授与的効力は認められない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 1 [第2問] 2 [第3問] 1 [第4問] 3 [第5問] 5
[第6問] 4 [第7問] 5 [第8問] 3 [第9問] 6 [第10問] 2
[第11問] 6 [第12問] 6 [第13問] 4 [第14問] 2 [第15問] 3
[第16問] 5 [第17問] 4 [第18問] 1 [第19問] 6 [第20問] 4